

# つくってみよう！ マイナンバーカード

マイナンバーカードは顔写真付きのプラスチック製のカードです。

表面は本人確認書類として、裏面はマイナンバーの確認に使えます。

マイナンバーカードを申請する際は、通知カード下部の「個人番号カードの交付申請書」に本人の顔写真を貼り、必要箇所に記入・押印の上、郵送してください。（通知カードに提出用封筒が同封されています。提出用封筒は、期限を過ぎていても利用できます。）

交付申請書がない場合は、市民生活課戸籍住民係または各支所市民生活係へお問い合わせください。

交付申請書を郵送する以外にも申請方法があります。（左記のチラシを参照してください。）

## 問い合わせ

市民生活課戸籍住民係  
☎0824・73・1157  
または各支所市民生活係

## 4つの申請方法の手順はこちら！



### スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

### パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

### 郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

交付申請書がない場合  
専用サイトから交付申請書がダウンロードできます。プリントアウトしてお使いください。  
マイナンバーカード 郵便

### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

## 無戸籍の解消に向け支援します

市民生活課戸籍住民係 ☎0824・73・1157

無戸籍でお悩みの人は、無戸籍相談窓口でご相談ください。

無戸籍の人を知っている人は情報提供をお願いします。

相談者には、戸籍に記載されるための手続をご案内します。

秘密は厳守します。



### 無戸籍者とは

日本では、子の出生時に出生届を出して戸籍を作ることが義務付けられています。さまざまな理由で出生届が出されず戸籍がない人がいます。戸籍とは、人が、いつ、誰の子として生まれたのか、いつ誰と結婚したのか、いつ亡くなったのかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものであります。



### 〔無戸籍相談窓口〕

#### 相談日時

平日 8時30分～17時15分

#### 相談先

市民生活課戸籍住民係

☎0824・73・1157

広島法務局三次支局

☎0824・62・5070

広島法務局民事行政部戸籍課

☎082・228・5765

